

平成 29 年度沼津市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託に関する質問回答書

質問内容（原文）	回答
<p>【プロポーザル実施要領 4 ページ 6 (6)】                      について、「プレゼンテーションの際には事業者名を明かしてはならない。」とありますが、プレゼンテーションの際に使用する企画書等への事業者名の記載もしてはならないと捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。                      プレゼンテーションの際は、「A 社」、「われわれ」等を用いて、事業者名を公表しないようお願いいたします。</p>
<p>【プロポーザル実施要領 1 ページ 2 (2)】                      について、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有するか若しくは国が実施する就労準備支援担当者養成研修を受講済みである就労準備支援担当者の配置が可能であること。」とありますが、資格は有していないが就労準備支援において十分な経験がある者の配置は可能でしょうか。</p>	<p>原則として、就労準備支援担当者は、実施要領のとおりとします。</p>